

# 児童手当・特例給付を受けている人へ大切なお知らせ

## 令和4年6月分(10月支給分)から児童手当の制度が一部変更になります

### ①所得額により児童手当や特例給付が支給されない方が発生します！

令和4年6月分(10月支給分)から、児童を養育している人の所得が下表のB以上の場合、児童手当や特例給付は支給されません。【支給資格が消滅します】

※支給資格が消滅したあとに所得がBを下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となります。認定請求書等の提出が遅れた場合は、その期間の手当を支給することはできませんので、ご注意ください。

- 所得がA未満の場合
  - 児童が3歳未満：月額15,000円
  - 児童が3歳以上小学校修了前：月額10,000円  
(第3子以降は月額15,000円)
  - 中学生：月額10,000円
- 所得がA以上B未満の場合 → 年齢を問わず、児童1人当たり月額一律5,000円
- B以上の場合【新設】 → 児童手当や特例給付は支給されません。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	A 所得制限限度額		B 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)、並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限り)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で、所得制限を確認します。

### ②現況届の提出が原則「不要」となります！

令和4年度から毎年6月1日現在の受給者の状況を公簿等で確認し、支給対象となる児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出を原則不要とします。

なお、次に該当する方はこれまでどおり、現況届の提出が必要となります。現況届の提出が必要な方には6月に現況届を送付しますので、期日までに提出をお願いします。

#### ◆現況届の提出が必要な人(令和4年6月から)

- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当等を受給している人
- 戸籍や住民票がない児童を養育する人
- 離婚協議中で配偶者と別居されている人 など

問い合わせ先 住民生活課 児童手当担当 (内線374)

# 7月は福祉医療費受給者証の更新月です

## 新しい福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日です。令和4年度の所得判定後、該当になる人には、6月下旬に新しい福祉医療費受給者証（ブルー）を郵送します。

旧福祉医療費受給者証は、有効期限終了後、ご自身で破棄してください。今年度から返却の必要はありません。

※母子家庭等医療費助成制度に該当の人や令和3年度に福祉医療費受給者証が交付されていない人で、7月から新たに該当になる人には申請書類等を送付します。役場ほけん年金課で手続きをしてください。

■子ども医療費助成の対象を高校3年生までに拡大します

これまでは中学3年生までに受給者証を交付し医療費を助成（入院・通院とも無料）していましたが、令和4年7月からは高校生にも同様の受給者証を交付します。

新たに対象となる子の保護者には、5月中旬に申請書を送付しています。提出がまだの方は、早急にご提出ください。

## 令和4年度 福祉医療費助成制度 所得制限等一覧表

●高齢期移行者医療費助成制度（65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで）

区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
区分Ⅰ	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人 （年金収入80万円以下かつ所得なし）	外来 8,000円 入院等 15,000円
区分Ⅱ	2割	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の人	外来 12,000円 入院等 35,400円

●重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度  
（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人）

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が235,000円未満

（自立支援医療制度の所得制限基準を準用）

●乳幼児等医療費助成制度・・・所得制限なし  
（0歳～小学3年生まで）

●子ども医療費助成制度・・・所得制限なし  
（小学4年生～高校3年生まで）

●母子家庭等医療費助成制度（18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子）

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額
母子家庭等の母等 （扶養義務者）	0	1,920,000円
	1	2,300,000円
	2	2,680,000円
	3	3,060,000円
	4	3,440,000円

（児童扶養手当の所得制限基準を準用）

## ■公費医療自己負担額助成制度について

高齢期移行者医療以外の福祉医療費受給者が、自立支援医療・指定難病・小児慢性特定疾病医療・肝炎治療などの他の公費負担医療が受給できる場合は、福祉医療費助成制度より優先されます。

他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。詳しくは、ほけん年金課 医療年金係までお問い合わせください。

問い合わせ先 ほけん年金課 医療年金係（内線356）

## マイナンバーカードの申請・受け取りの 休日受付窓口を開設します《予約制》

日時 6月11日(土) 9:00~16:00

場所 住民生活課 電話予約・問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係 (内線371)

事前に電話予約を  
お願いします。



## 国民年金には納付の免除制度があります

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができない場合は、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。令和4年度分(令和4年7月~令和5年6月)は、7月から申請可能です。

免除の種類	対象となる場合
①全額免除・一部免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
②納付猶予	50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
③学生納付特例	学生で本人の前年所得が一定額以下の場合

- ◆①~③は、申請時点の2年1ヶ月前の期間までさかのぼって申請することができますが、申請が遅れると万一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- ◆①~③以外に、障害基礎年金を受けている場合や生活保護の生活扶助を受けている場合は、保険料の全額が免除される『法定免除制度』があります。
- ◆申請書類は役場に備えています。(日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。)
- ◆失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請される方は、『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』の写しが必要です。
- ◆保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが困難な場合は免除申請をしてください。ただし、免除申請をしても必ず免除になるとは限りません。却下や一部納付の場合、納付しないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

問い合わせ先 ほけん年金課(内線356) / 姫路年金事務所 ☎079-224-6382

### 福崎町の歴史文化を未来へつなごう②

## 福崎町の歴史文化遺産

「福崎町文化財保存活用地域計画」の作成にあたり、地域の皆さまにもご協力いただき、指定・未指定にかかわらず地域のさまざまな歴史文化遺産の確認を行いました。国・県・町の文化財指定等を受けている52件を含め、合計2,210件の歴史文化遺産がこれまでに把握されました。

道端のお地蔵さんやむかしの暮らしを伝える古文書など、今まで大切に受け継がれた「地域の宝」が福崎町には数多くあることが改めて分かりました。

(社会教育課)

分類	国				県		町	総数
	指定	選定	登録	選択	指定	登録	指定	
有形文化財	1	—	5	—	7	—	17	30
建造物	—	—	5	—	6	—	5	16
美術	—	—	—	—	—	—	—	—
工芸品	1	—	—	—	—	—	8	9
工芸品	—	—	—	—	—	—	1	1
書跡・典籍	—	—	—	—	—	—	—	—
古文書	—	—	—	—	—	—	—	—
考古資料	—	—	—	—	1	—	2	3
歴史資料	—	—	—	—	—	—	1	1
無形文化財	—	—	—	—	—	—	—	—
民俗文化財	—	—	—	—	2	—	7	9
有形の民俗文化財	—	—	—	—	1	—	2	3
無形の民俗文化財	—	—	—	—	1	—	5	6
記念物	—	—	—	—	3	—	10	13
遺跡	—	—	—	—	1	—	6	7
名勝地	—	—	—	—	2	—	—	2
動物・植物・地質鉱物	—	—	—	—	—	—	4	4
文化的景観	—	—	—	—	—	—	—	—
伝統的建造物群	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	1	—	5	—	12	—	34	52

福崎町の指定等文化財件数

# 松岡五兄弟

柳田國男

第65話



福崎の身近にある歴史を掘り起こそう

## 松岡家と三木家の関係①

神戸大学大学院人文学研究科 特命助教 井上 舞

び拙二の名前が見え、また辻川に帰った折には「三木拙二氏の宅にゆく以外にない」とも語っています。國男にとつて三木家は自分と故郷をつないでくれる大切な場所でした。

一方で、國男は幼い自分が三木家に預けられたことを不思議に思っていたようです。

國男の記憶によれば、父の操は三木家の蔵書のことを知っていたけれども、同家の集まりにはめったに参加することとはなく、母親も「多分一生の間しみじみとあいさつをしたこともなかった」といいます。また、祖母の小鶴についても、三木家の七代当主・通深と書簡で論争したことは知っていました。

左の娘である小鶴についても、近年三木家の壁の下張りの調査を通して、通深と詩作や学問について細かなやりとりをしていたこと、三木家からしばしば書物を借りていたことなどが明らかになってきました。

『故郷七十年』にはたびたび

を預かってくれたのだろうと推測しています。（『故郷七十年』「南望篇」）。

右の推測は、意味がわかりづらいところもあるのですが、國男を引き取った背景に「学問への大きな愛情」があったことは確かのように思えます。

國男がこのことをよく知っていたかどうかはわかりませんが、三木家と松岡家は、以前から学問を通じた交流がありました。

松岡五兄弟の曾祖父、左仲は、周辺地域の文化人らとともに、三木家五代当主・通庸が主催した漢詩を読む会に参加しています。

こうした数代にわたる学問

的交流があったからこそ、三木家は國男を受け入れたのでしょう。

また、『故郷七十年』の記述によって、國男と拙二との関係についてはよく知られています。とはいえ、これは年の近いふたりの個人的な関係にとどまるものではなく、実際には松岡家の兄弟達は全員、晩年まで三木家と交流を持ち続けていました。

昨年度、福崎町と神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターとの連携事業において、三木家に残されていた松岡家関係書簡の再調査を行いました。また、既調査の書簡に加え、多くの新出資料が発見

見されました。これらを調査することで、國男と拙二だけではなく、松岡家と三木家の関係がより具体的にわかってくるはずです。

今年度の「松岡五兄弟」は、これらの書簡調査の成果をご紹介します。どうぞお楽しみに。



三木拙二宛松岡映丘葉書（贈り物に対する礼状）



三木拙二宛柳田國男葉書（三木家に立ち寄ったが、拙二が不在で残念だった、などと書かれています）



## 性犯罪被害相談電話 全国统一ダイヤル

ハートさん

# #8103

この番号におかけいただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。

兵庫県警察性犯罪被害110番

(0120) 57-8103

(24時間受付)

女性警察官が対応しています。

平日の夜間及び、土・日・祝日に限り、女性警察官が要件中で電話に出られない場合、相談者のご意向を確認の上、男性警察官が対応します。



(福崎警察署 警務課)



## 戸別受信機をお貸しします

福崎町では、災害時の情報伝達手段として防災行政無線、防災メール等を用いて情報発信を行っています。「聞こえない」「聞こえにくい」などの不安を解消するため、防災行政無線の戸別受信機を有償で貸与いたします。

受信内容 ・避難情報などの防災情報  
・国が発表する緊急情報  
・その他行政情報

対象者 町内に居住し、戸別受信機が未設置の世帯

台数 1世帯につき1台

価格 10,000円

申込方法 希望する人は、住民生活課までご連絡ください。

(昨年度、隣保回覧の意向確認調査においてご希望されている場合、再度お申し込みいただく必要はありません。)

申込期限 7月29日(金)

その他 戸別受信機の設置後に要する電気代、その他の維持管理費に要する経費等は使用者の負担です。

問い合わせ先 住民生活課 (内線373)

	ふれあいハーフデー生活塾	アウトドア生活塾
月日	7月24日(日)	7月31日(日)
時間	9:00~12:00	9:00~15:00
場所	福崎町青少年野外活動センター	
対象	町内の小学1~3年生	町内の小学4~6年生
定員	40人	30人
参加料	1人 100円	1人 500円
申込期間	6月17日(金)から ※定員になり次第締め切ります (先着順)	
受付時間	8:30~22:00 (日曜日は17:00まで、月曜日は休館)	
申込方法	第1体育館にて、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、参加料を添えてお申し込みください。(電話での予約申込はできません)	
その他	1人につき2人分まで参加申込できます。	

さあ夏休み!

「ふれあいハーフデー生活塾」  
「アウトドア生活塾」参加者募集

今年で25回目を迎える生活塾シリーズの参加者を募集します。夏休みの思い出に、野外活動をみんなで楽しみましょう。